

太尾第二学童保育クラブ運営委員会規約

第1条 名称

本会は太尾第二学童保育クラブ運営委員会(以下「本会」という)と称する。

第2条 事務所

本会の事務所は横浜市港北区大倉山五丁目39番24号西豊荘101号「太尾第二学童保育クラブ」内に設置する。

第3条 目的

本会は主に横浜市立太尾小学校に在籍する留守家庭児童を対象として、放課後家庭及び地域社会において適切な保護を受けられない児童に、その保育と健全な育成及び危険防止をはかるため、横浜市がおこなう放課後児童健全育成事業の一環として事業を実施する。

第4条 運営委員会の構成

本会は次に掲げる者から5人以上の委員をもって組織する。ただし、事業の対象者の保護者が委員総数の半数を超えてはならない。

- (1) 自治会・町内会の代表者
- (2) 民生委員・児童委員
- (3) 青少年指導員
- (4) 小学校の代表者
- (5) 事業の対象者の保護者
- (6) その他児童の健全育成に理解と熱意を有する者

第5条 組織及び役員

本会には次の役員を置く。役員は委員の互選によって選出する。

また、必要のある時には相談役または顧問を置くことができる。

委員長1名 副委員長2名 事務局長1名 会計1名 監査2名

第6条 役員の任務

- (1) 委員長は本会を総括し、本会の目的遂行に努力する。
- (2) 副委員長は委員長を補佐し、委員長の事故ある時はこれを代行する。
- (3) 事務局長は関係団体との連絡調整など本会の事務を統括する。
- (4) 会計は**補助金**及びその他の収入、支出に関する一切の事務を行い、予算書、決算書などの書類の作成を行う。
- (5) 監査は本会の運営が健全に行われるべく監査報告を年1回以上行うものとする。
- (6) 相談役および顧問は、本会の運営について諮詢に応じるとともに、委員会に出席して意見を述べることができる。

第7条 委員の任期

役員の任期は1年とする。但し再選は妨げない。役員に欠員が生じたときにはこれを補充することができることとし、その際の任期は前任者の残任期間とする。

第8条 委員会の開催

委員会は原則として年2回、委員長が召集し、予算及び決算を承認し、会運営その他の必要事項を審議する。また臨時に開催することができる。

第9条 指導員

指導員の委嘱、解任、変更は本委員会が行う。本会は必要に応じて指導員の出席を求めることができる。また指導員は必要に応じて本会に出席し、事業計画について意見を述べることができる。

第10条 事業の内容

- (1) 児童の保育と健全な育成及び危険防止に関する事業。
- (2) 事業に必要な備品の整備、管理。
- (3) 事業計画の大要の立案。
- (4) 保護者会、その他必要と思われる事業の開催。
- (5) 関係機関との連絡調整。

第11条 会計年度

本会の会計年度は4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第12条 規約の改正

本会の規約改正は本会において協議して定める。

付則

1. 本規約の効力は平成4年3月20日から施行するものとする。
2. 平成17年4月15日 改訂。
3. 平成20年10月20日 改訂。
4. 平成23年4月15日 改訂。